

| | | |
|-------------|--|--|
| <p>行事名称</p> | <p>保護司退任式と保護司適任者の確保について</p> | |
| <p>実施日</p> | <p>退任式：令和2年11月26日（木） 午後1時30分～</p> | |
| <p>記事</p> | <p>令和2年度をもって2名の保護司が退任されましたので紹介すると共に、この機会を捉えて近年、保護司のなり手が減少している事について状況をお知らせします。</p> <p>【保護司の職務について】 犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。また犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。・・・更生保護活動</p> <p>【保護司の任期について】 5月末と11月末の年2回、就任機会があり、各地区の駐在員（町内会長、組長）さんの推薦により知多市役所経由にて法務省に照会のうえ保護司委嘱となります。就任は66歳までの健康で、社会貢献に興味のある方であれば、ほぼ問題ありません。任期は2年で更新し、定年は75歳となっています。就任後のサポートは、ベテラン保護司、サポートセンターでの相談／研修等、地元の保護司会が保護観察官と協力の下に全面的にバックアップしていく体制となっています。</p> <p>【保護司のなり手の減少】 全国の保護司会は886ヵ所あり、52,500人（定数）の保護司が活動しています。しかし近年、保護司のなり手が減少しており、令和元年の現状として約47,000人までに減少しています。愛知県下においても定員2,389人に対して約200名が定数割れとなっています。</p> | <p>今後、戦後生まれの団塊世代が定年時期を迎える令和4年からは、多くの保護司が退任となることから、保護司適任者確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>【退任式の様子】</p>   <p>写真左：平野保護司（16年間） 写真右：久保保護司（2.5年間）</p> <p>平野保護司は平成16年に就任され、本年、定年退任とされました。就任時は、暴走族等の少年非行／犯罪が多く、少年対象者を多く担当されました。平成29年から2年間は保護司会会長を務めて頂きました。</p> <p>久保保護司は平成30年に就任されましたがご家庭の都合により任期半ばで退任とされました。</p> <p>お二人とも更生保護活動にご尽力いただき大変ご苦労様でした。</p> |

